

昭和四十四年建設省令第四十九号

都市計画法施行規則  
市計画法施行令（昭和四十四年政令第百五十八号）の規定に基づき、並びに同法を実施するため、都市計画法施行規則（昭和四十四年建設省令第四十二号）の全部を改正する省令を次のように定める。

目次

- 第一章 総則（第一条—第六条の四）
- 第二章 都市計画
  - 第一节 都市計画の内容（第七条—第九条）
  - 第二节 都市計画の決定等（第十条—第十四条）
  - 第三节 都市計画制限等
  - 第四节 開発行為等の規制（第十五条—第三十八条の二）
  - 第五节 地区開発事業等予定区域の区域の規制（第三十八条の二の二—三十八条の二の三）
  - 第六节 市街地開発事業等の区域の規制（第三十八条の二の四—第三十八条の五）
  - 第七节 都市計画施設等の区域内における建築等の規制（第三十九条—第四十三条の六）
  - 第八节 遊休土地転換利用促進地区内における土地利用に関する措置等（第四十条—四十一条）
  - 第九节 都市施設等整備協定（第五十七条の二—第五十七条の五）
  - 第十章 都市計画協力団体（第五十七条の六—第五十七条の七）
  - 第十一章 雜則（第五十八条—第六十条）
  - 附則
- 第一章 総則（都市計画区域の指定にあたり勘査すべき事項）
- 第二章 都市計画（都市計画区域の指定にあたり勘査すべき事項）
- 第三章 都市計画（以下「法」という。）第五条第一項（同条第六項において準用する場合を含む。）の国土交通省令で定める事項は、法第十一条第一項各号に掲げる施設の配置及び利用とする。

（都市計画区域の指定の協議の申出）	
第二条	法第五条第三項（同条第六項において準用する場合を含む。）の協議の申出は、次の各号に掲げる事項を記載した協議書を提出して行うものとする。
一	都市計画区域の名称
二	都市計画区域に含まれる土地の区域
三	指定、変更又は廃止の理由

（準都市計画区域の指定に当たり勘査すべき事項）	
第三条の二	法第五条の二第一項（同条第四項において準用する場合を含む。）の国土交通省令で定める事項は、土地利用並びに道路及び河川の配置及び利用とする。
（準都市計画区域の指定等の公告の方法等）	（準都市計画区域についての基礎調査の項目）
第三条の三	法第五条の二第三項（同条第四項において準用する場合を含む。）の規定による公告は、次の各号に掲げる場合ごとに、それぞれ当該各号に定める事項を、都道府県が定める方法で行うものとする。
一	準都市計画区域を指定する場合
二	準都市計画区域及び当該準都市計画区域に含まれる土地の区域
三	準都市計画区域を変更する場合
四	準都市計画区域の名称及び当該変更に係る土地の区域
五	都市計画法施行令（以下「令」という。）第二条各号に掲げる要件のいずれかに該当するものとして都市計画区域の指定の同意を得ようとする場合にあつては、その事実を示す書面
六	法第五条第二項の規定による都市計画区域の指定の同意を得ようとする場合にあつては、その旨を示す書面
七	関係市町村及び都道府県都市計画審議会の意見の要旨を記載した書面
八	都市計画区域の指定等の公告の方法等
九	法第五条第五項（同条第六項において準用する場合を含む。）の規定による公告は、次の各号に掲げる場合ごとに、それぞれ当該各号に定める事項を、国土交通大臣にあつては官報で、都道府県にあつてはその定める方法で行うものとする。
十	都市計画区域を指定する場合
十一	都市計画事業の執行状況
十二	地域の特性に応じて都市計画策定上必要と認められる事項

（準都市計画区域についての基礎調査の方法）	
第六条	法第六条第二項の規定による都市計画に関する基礎調査は、政府又は地方公共団体が同項に定める事項に関して行う調査の結果の集計及び必要な調査の実施により行うものとする。
（準都市計画区域についての基礎調査の項目）	（準都市計画区域についての基礎調査の項目）
第六条の二	法第六条第二項の国土交通省令で定める事項は、次の各号に掲げるものとする。
一	世帯数及び住宅戸数、住宅の規模その他の住宅事情
二	建築物の用途、構造、建築面積、延べ面積及び高さ
三	土地の自然的環境
四	宅地開発の状況及び建築の動態
五	地域の特性に応じて都市計画策定上必要と認められる事項
（基礎調査の結果の通知の方法）	（基礎調査の結果の通知の方法）
第六条の三	法第六条第四項の規定による通知は、基礎調査の終了後、遅滞なく、基礎調査結果及びその概要を記載した書面を送付して行わなければならない。
（都市計画区域についての基礎調査の項目）	（都市計画区域についての基礎調査の項目）
第四条	法第六条第一項の規定による都市計画に関する基礎調査は、政府又は地方公共団体が同項に定める事項に関して行なう調査の結果の集計及び必要な調査の実施により行なうものとする。
（都市計画区域についての基礎調査の方法）	（都市計画区域についての基礎調査の方法）
第五条	法第六条第一項の国土交通省令で定める事項は、次の各号に掲げるものとする。
（都市計画区域についての基礎調査の項目）	（都市計画区域についての基礎調査の項目）
第六条の四	前項の規定による書面の送付は、書面に代えて電磁的記録媒体（電子的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第十九条の十において同じ。）に係る記録媒体をいう。）を使用して行うことができる。
（基礎調査の結果の公表）	（基礎調査の結果の公表）
第六条の四	国土交通大臣は、法第六条第五項の報告を受けたときは、その報告を受けた基礎調査の結果を公表するよう努めなければならない。
（都市施設についての都市計画に定める事項）	（都市施設についての都市計画に定める事項）
第七条	令第六条第二項の国土交通省令で定める種別及び構造の細目は、次の各号に掲げる種別及び構造について、それぞれ当該各号に掲げるものとする。
第一節 都市計画の内容	（都市施設についての都市計画に定める事項）
一	道路の種別 自動車専用道路、幹線道路、区画街路又は特殊街路の別

二 道路の構造 車線の数（特殊街路その他の車線がない道路である場合を除く。）、幅員並びに嵩上式、地下式、掘割式又は地表式の別及び地表式の区間において鉄道又は自動車専用道路若しくは幹線街路と交差するときは立体交差又は平面交差の別

三 駐車場の構造 地上及び地下の階層

四 自動車ターミナルの種別 トラックターミナル又はバスター・ミナルの別

五 公園の種別 街区公園、近隣公園、地区公園、総合公園、運動公園、広域公園又は特殊公園の別

六 都市高速鉄道の構造 嵩上式、地下式、掘割式又は地表式の別及び地表式の構造の区間において鉄道又は自動車専用道路若しくは幹線街路と交差するときは立体交差又は平面交差の別

七 法第十二条第一項第四号に掲げる都市施設の構造 堤防式又は堀込式の別及び単断面式又は複断面式の別

（既成市街地の区域）

第八条 令第八条第一項第一号の既成市街地として国土交通省令で定める土地の区域は、次の各号に掲げる土地の区域で集団農地以外のものとする。

一 五十ヘクタール以下のおおむね整形の土地の区域ごとに算定した場合における人口密度が一ヘクタール当たり四十人以上である土地の区域が連たんしている土地の区域で、当該区域内の人口が三千以上あるもの

二 前号の土地の区域に接続する土地の区域で、五十ヘクタール以下のおおむね整形の土地の区域ごとに算定した場合における建築物の敷地その他これに類するものの面積の合計が当該区域の面積の三分の一以上であるもの（令第八条第二項第一号の国土交通省令で定める土地の区域）

第八条の二 令第八条第二項第二号の国土交通省令で定める土地の区域は、次に掲げるものとする。

一 自然環境保全法（昭和四十七年法律第八十号）第十四条第一項に規定する原生自然環境保全地域又は同法第二十五条第一項に規定する特別地区

二 森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条若しくは第三十条の二の規定により告示された保安林予定森林の区域、同法

(都市計画の図書)  
第九条 法第十四条第一項の総括図は、次の各号に掲げる都市計画について、それぞれ当該各号に定める事項を表示した縮尺二万五千分の一以上の地形図とするものとする。この場合において、法第十五条第一項第二号及び第四号に掲げる都市計画並びに同項第五号に掲げる地域地区に関する都市計画は、一葉の図面に表示するものとし、同項第五号に掲げる都市施設に関する都市計画並びに同項第六号及び第七号に掲げる都市計画は、できる限り一葉の図面に表示するものとする。

一 区域区分に関する都市計画 おおむねの区域

二 地域地区に関する都市計画 十ヘクタール未満の地域地区にあつてはおおむねの位置、十ヘクタール以上の地域地区にあつてはおおむねの区域

三 促進区域に関する都市計画 おおむねの区域

四 都市施設に関する都市計画 十ヘクタール以上の一団地の住宅施設、一団地の官公庁施設、流通業務団地、一団地の津波防災拠点市街地形成施設、一団地の復興再生拠点市街地形成施設又は一団地の復興拠点市街地形成施設にあつてはおおむねの区域、その他の都市施設にあつてはおおむねの位置

五 市街地開発事業に関する都市計画 おおむねの施行区域

六 市街地開発事業等予定区域に関する都市計画 おおむねの区域

七 地区計画、防災街区整備地区計画、歴史的風致維持向上地区計画、沿道地区計画及び集落地区計画に関する都市計画 おおむねの区域

法第十四条第一項の計画図は、縮尺二千五百分の一以上の平面図（法第十一項第三項の規定に基づき都市施設を整備する立体的な範囲を都市計画に定める場合にあつては、平面図並びに立面図及び断面図のうち必要なもの）とするものとする。

法第十四条第一項の計画図には、法及び令の規定により都市計画に定めるべき事項のほか、法第三十条の規定により告示された保安施設地区又は同法第四十四条において準用する同法第三十条の規定により告示された保安施設地区に予定された地区

（都市計画の案の公告）  
**第十一条** 法第十七条第一項（法第二十一条第三項において準用する場合を含む。）の規定による公告は、次に掲げる事項について、都道府県又は市町村の定める方法で行うものとする。  
一 都市計画の種類  
二 都市計画を定める土地の区域  
三 都市計画の案の縦覧場所  
（都市計画の協議の申出）  
**第十二条** 法第十八条第三項（法第二十一条第二項において準用する場合を含む。）の協議の申出は、協議書及び当該都市計画の案を提出して行うものとする。  
2 前項の協議書には、都市計画の策定の経緯の概要を示す書面を添附しなければならない。  
（令第十三条の表の国土交通省令で定める区域）  
**第十三条の二** 令第十三条の表の地区計画（市街化調整区区域内において定めるものを除く。）の項目、防災街区整備地区計画の項目、歴史的風致維持向上地区計画の項目及び沿道地区計画の項目下欄に規定する国土交通省令で定める区域は、次に掲げる区域又は施行区域とする。  
一 都市計画施設（令第九条第二項第二号から第四号まで、第六号（排水管、排水渠等の構造物の排水施設の部分を除く。）、第八号及び第九号に掲げる都市施設に係るものに限る。）の区域  
二 市街地開発事業の施行区域（都道府県が定めた市街地開発事業に関する都市計画に係るものに限る。）  
三 市街地開発事業等予定区域の区域（都道府県が定めた市街地開発事業等予定区域に関する都市計画に係るものに限る。）  
（都市計画の図書の縦覧についての公告）  
**第十四条** 都道府県知事又は市町村長は、都市計画を決定し、若しくは変更した旨の告示をしたとき又は法第二十条第一項（法第二十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定により図書の送付を受けたときは、直ちに、法第十四条第一項の図書又はその写しを公衆の縦覧に供するとともに、縦覧場所を公報その他所定の手段により公告しなければならない。  
（都市計画の軽易な変更）  
**第十五条** 令第十四条第二号の国土交通省令で定めるものは、次の各号に掲げる都市計画について、それぞれ当該各号に掲げるものとする。

二、区域区分に関する都市計画　区域区分のための土地の境界とされている鉄道その他の施設又は河川、崖その他の地形若しくは地物の位置の変更（水面の埋立てによる湖岸又は海岸の位置の変更を除く。）に伴う区域の変更で、当該変更に係る部分の面積の合計が四ヘクタール未満であるもの

三、地域地区（法第八条第一項第四号の二に掲げる地区及び同項第九号に掲げる地区のうち港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第二条第二項の国際戦略港湾又は国際拠点港湾に係るものに限る。）に関する都市計画（次に掲げる変更に伴う位置、区域又は面積の変更）

イ、区域の境界とされている道路、鉄道、空港、公園、緑地又は河川の位置の変更で、それぞれ、次号から第七号までに掲げる区域の変更に相当するもの

ロ、区域の境界とされている自動車ターミナルの位置の変更で、区域の変更（当該変更に係る部分の面積の合計が二千平方メートル未満であり、かつ、変更前の面積の二十九パーセント未満であるものに限る。）であるもの

ハ、区域の境界とされている墓園の位置の変更で、区域の変更（面積の変更を伴わない区域の変更、面積の拡張に伴う区域の変更で、当該変更に係る部分の面積の合計が変更前の面積の二十パーセント未満であるもの及び区域の境界の整正をするために行う区域の変更で、当該変更に係る部分の面積の合計が一千五百平方メートル未満であるもの、かつ、変更前の面積の十パーセント未満であるものに限る。）であるもの

二、区域の境界とされている下水道の位置の変更で、区域の変更（道路の区域内の下水管渠の区域の変更及び処理施設又はポンプ施設の区域の変更（当該変更に係る部分の面積の合計が二千平方メートル未満であるり、かつ、変更前の面積の二十パーセント未満であるものに限る。）であるものに限る。）であるもの

ホ、区域の境界とされている崖その他の地形又は地物の位置の変更（水面の埋立てによる湖岸又は海岸の位置の変更を除く。）

三、道路に関する都市計画（次に掲げる位置又は区域の変更。ただし、及びロに掲げるも

のにつては、当該変更に係る区間に交通広場又は他の道路若しくは鉄道と立体で交差する箇所を含むものを除く。

イ 線形の変更による位置又は区域の変更で、中心線の振れが百メートル未満であり、かつ、当該変更に係る区間の延長が千メートル未満であるもの。

ロ 拡幅による位置又は区域の変更で、当該変更を伴うものにあつては、変更前の起点又は終点において道路が同一平面で四以上交會するもの及び起点又は終点の移動距離が百メートル以上であるものを除く。)

ハ 起点又は終点の変更を伴う他の道路の起点又は終点の移動距離が百メートル以上であるものを除く。

イ 又はロに掲げる変更に伴う他の道路の起点又は終点の移動距離が百メートル以上であるものを除く。

ハ イ又はロに掲げる変更に伴う他の道路の起点又は終点の移動距離が百メートル以上であるものを除く。

ロ 拡幅による位置又は区域の変更で、当該変更に係る区間の延長が千メートル未満であるものを除く。

ハ イ又はロに掲げる変更に係る区間の延長が千メートル未満であるものを除く。

ロ 拡幅による位置又は区域の変更で、当該変更を伴う他の道路の起点又は終点の移動距離が百メートル以上であるものを除く。

ハ イ又はロに掲げる変更に係る区間の延長が千メートル未満であるものを除く。

ロ 河川に関する都市計画

ハ 区域の境界の整正をするために行う位置、区域又は面積の変更で、当該変更に係る部分の面積の合計が変更前の面積の二十パーセント未満であるもの。

ロ 河川に関する都市計画

ハ 区域の境界の整正をするために行う位置、区域又は面積の変更で、当該変更に係る部分の面積の合計が二千五百平方メートル未満であり、かつ、変更前の面積の十パーセント未満であるもの。

（まちづくりの推進に関し経験と知識を有する団体）

イ 住宅の低層、中層又は高層別の予定戸数の変更で、当該変更による予定戸数の合計が二百戸未満であり、かつ、変更前の予定戸数の合計が十パーセント未満であるもの。

ロ 公共施設、公益的施設又は建築物の配置の方針の変更で、公共施設又は公益的施設の規模の変更を伴わないもの。

ロ 公共施設、公益的施設又は建築物の配置の方針の変更を伴わないもの。

（まちづくりの推進に関し経験と知識を有する団体）

イ 通省令で定める団体は、次に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。

イ 通省令で定める団体は、次に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。

イ 過去十年間に法第二十九条第一項の規定による許可を受けて開発行為（開発区域の面積が〇・五ヘクタール以上のものに限る。）を行つたことがあること。

ロ 過去十年間に法第二十九条第一項第四号から第九号までに掲げる開発行為（開発区域の面積が〇・五ヘクタール以上のものに限る。）を行つたことがあること。

（都市計画の決定等の提案）

二 精神の機能の障害により計画提案を適正に行うに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことのできない者

（都市計画の決定等の提案）

二 精神の機能の障害により計画提案を行おうとする者（次項において「計画提案者」という。）は、氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称及び主たる事務所の所在地）を記載した提案書に次に掲げる図書を添えて、これらを都道府県又は市町村に提出しなければならない。

一 都市計画の素案

二 法第二十二条の二第三項第二号の同意を得たことを証する書類

三 計画提案を行うことができる者であることの証する書類

三 計画提案を行つたことは、次に掲げる事項を記載した書面を、前項の提案書及び図書と併せて都道府県又は市町村に提出することができる。

一 当該事業の着手の予定期間

二 計画提案に係る都市計画の決定又は変更を希望する期限

三 前号の期限を希望する理由

3 前項第二号の期限は、計画提案に係る都市計画の素案の内容に応じて、当該都市計画の決定又は変更に要する期間を勘案して、相当なものでなければならない。

一 当該事業の着手の予定期間

二 計画提案に係る都市計画の決定又は変更を希望する期限

三 前号の期限を希望する理由

（収用委員会に対する裁決申請書の様式）

第十四条 令第十八条の国土交通省令で定める様式は、別記様式第一とする。

第三章 都市計画制限等

## 第一節 開発行為等の規制

(開示請求の申請書の記載事項)  
**第十五条** 法第三十条第一項第五号の国土交通省

令で定める事項は、次に掲げるもの（主として、自己の居住の用に供する住宅の建築の用に供する目的で行う開発行為（当該開発行為に開発する工事が宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和三十六年法律第百九十一号）第十二条第一項又は第三十条第一項の許可を要するものを除く。）又は住宅以外の建築物若しくは特定工作物で自己の業務の用に供するものの建築若しくは建設の用に供する目的で行う開発行為（当該開発行為に開発する工事が当該許可を要するもの及び開発区域の面積が一ヘクタール以上のものを除く。）にあつては、第四号に掲げるものを除く。）とする。

一 工事の着手予定年月日及び工事の完了予定期  
年月日

二 主として自己の居住の用に供する住宅の建築の用に供する目的で行う開発行為、主として住宅以外の建築物又は特定工作物で自己の業務の用に供するものの建築又は建設の用に供する目的で行う開発行為、その他の開発行為の別

三 市街化調整区域内において行う開発行為にあつては、当該開発行為が該当する法第三十一条の号及びその理由

四 資金計画

（開発許可の申請）

**第十六条** 法第二十九条第一項又は第二項の許可を受けようとする者は、別記様式第一又は別記様式第二の二の開発行為許可申請書を都道府県知事に提出しなければならない。

2 法第三十条第一項第三号の設計は、設計説明書及び設計図（主として自己の居住の用に供する住宅の建築の用に供する目的で行う開発行為にあつては、設計図）により定めなければならない。

3 前項の設計説明書は、設計の方針、開発区域（開発区域を工区に分けたときは、開発区域及び工区。以下次項及び次条において同じ。）内の土地の現況、土地利用計画及び公共施設の整備計画（公共施設の管理者となるべき者及び公共施設の用に供する土地の帰属に関する事項を含む。）を記載したものでなければならぬ。

4 第二項の設計図は、次の表に定めるところにより作成したものでなければならない。たゞ

図面断の壁擁		
5	擁壁の寸法及び勾配、擁壁の材料の種類及び寸法、裏込めコンクリートの寸法、透水層の位置及び寸法、擁壁を設置する前後の地盤面、基礎地盤の土質並びに基礎ぐいの位置	擁壁の寸法及び勾配、擁壁の材料の種類及び寸法、裏込めコンクリートの寸法、透水層の位置及び寸法、擁壁を設置する前後の地盤面、基礎地盤の土質並びに基礎ぐいの位置
6	上以一の分十五	上以
金		
計		
画		
書		
（開発許可の申請書の添付図書）		
い。		
第二項の設計図には、これを作成した者がその氏名を記載しなければならない。		
い。		
前条第四号の資金計画は、別記様式第三の資金計画書により定めたものでなければならぬ。		
い。		
第十七条 法第三十三条第二項の国土交通省令で定める図書は、次に掲げるものとする。		
一 開発区域位置図		
二 開発区域図		
三 法第三十三条规定第一項第十四号の相当数の同意を得たことを証する書類		

四 設計図を作成した者が第十九条に規定する

五 資格を有する者であることを証する書類

**十七条の二** 令第二十一条第二十六号ニの国土交通省令で定める庄舎は、次に掲げるものとす。

八 く。)を修めて卒業した後(同法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した後)、宅地開発に関する技術に関して三年以上の実務の経験を有する者  
ロに該当する者を除き、学校教育法による短期大学若しくは高等専門学校又は旧専門学校令(明治三十六年勅令第六十一号)による専門学校において、正規の土木、建

（登録）

**第十九条の二** 前条第一号トの登録（以下単に「登録」といふ。）は、講習の実施に関する事務（以下「講習事務」といふ。）を行おうとする者の申請により行う。

登録を受けようとする者（以下この条において「登録申請者」といふ。）は、次に掲げる事項を記載した申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。

一 登録申請者の氏名又は名称及び住所並びに

二 法人にあつては、その代表者の氏名  
　講習事務を行おうとする事務所の名称及び

### 三 所在地

3 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

個人である場合には、次は掲げる書類

（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律）（平成二

十五年法律第二十七号) 第一条第七項に規定する個人番号カードをいう。) の写し又

はこれらに類するものであつて氏名及び住所を証明する書類

四 登録申請者の略歴を記載した書類  
二 法人である場合においては、次に掲げる

書類  
イ 定款又は寄付行為及び登記事項証明書  
ロ 申請に係る意思の決定を証する書類

三 ハ 役員の氏名及び略歴を記載した書類

四　登録申請者の行う講習が第十九条の四第一  
ない者であることを誓約する書面

五  
二〇一九年二月二日成  
項各号に掲げる登録要件に適合している」と  
を証する書類

五　その他参考となる事項を記載した書類  
(欠格条項)

第一九条の三 次の名号のいずれかに該当する者は、登録を受けることができない。

の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経

過しない者  
二 第十九条の十三の規定により登録を取り消

され、  
い者、  
その取消しの日から二年を経過しな

3 第一項第二号に掲げる開発区域図は、縮尺二千五百分の一以上とし、開発区域の区域及びその区域を明らかに表示する必要な範囲内において都道府県界、市町村界、市町村の区域内の町又は字の境界、都市計画区域界、準都市計画区域界、準都市計画区域界、市町村界、市町村の区域及び土地の地番及び形状を表示したものでなければならない。

一以上とし、津波防災地域づくりに関する法律第七十三条第四項第一号に規定する開発区域の

区域及び当該区域のうち地盤面の高さが基準水位以上となる土地の区域並びにこれらの区域を

明らかに表示するに必要な範囲内において都道府県界、市町村界、市町村の区域内の町又は字の境界、津波災害特別警戒区域界、津波防災地

の埠頭 港務警察特別警備団埠頭 港務警察埠頭づくりに関する法律第七十三条第二項第二号



(登録の取消し等)

**第十九条の十三** 国土交通大臣は、登録講習機関が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消し、又は期間を定めて講習事務の全部若しくは一部の停止を命ずることができ。一 第十九条の三第一号又は第三号に該当するに至つたとき。

二 第十九条の七から第十九条の九まで、第十九条の十第一項又は次条の規定に違反したとき。

三 正当な理由がないのに第十九条の十二第二項各号の規定による請求を拒んだとき。

四 前二条の規定による命令に違反したとき。

五 第十九条の十五の規定による報告を求められて、報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

六 不正の手段により登録を受けたとき。

(帳簿の記載等)

#### 第十九条の十四

登録講習機関は、次に掲げる事項を記載した帳簿を備えなければならない。

一 講習の実施年月日

二 講習の実施場所

三 講習を行つた講師の氏名並びに講習において担当した科目及びその時間

四 受講者の氏名、生年月日及び住所

五 講習を行つた講師の氏名並びに講習において担当した科目及びその時間

六 前項各号に掲げる事項が、電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等に記録され、必要に応じ登録講習機関において電子計算機その他の機器を用いて明確に紙面に表示されるときは、当該記録をもつて同項に規定する帳簿への記載に代えることができる。

三 登録講習機関は、第一項に規定する帳簿(前項の規定による記録が行われた同項のファイル又は磁気ディスク等を含む)を、講習事務の全部を廃止するまで保存しなければならない。

四 登録講習機関は、次に掲げる書類を備え、講習を実施した日から二年間保存しなければならない。

一 講習の受講申込書及び添付書類

二 講習に用いた教科書

三 終了した考査の問題及び答案用紙

(報告の微収)

**第十九条の十五** 国土交通大臣は、講習事務の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

きは、登録講習機関に対し、講習事務の状況に関し必要な報告を求めることができる。

**第十九条の十六** 国土交通大臣は、次に掲げる場合には、その旨を官報に公示しなければならない。

一 登録をしたとき又は第十九条の五第一項の登録の更新をしたとき。

二 第十九条の七の規定による届出があつたとき。

三 第十九条の九の規定による届出があつたとき。

四 第十九条の十五の規定による報告を求められて、報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

(排水施設の管渠の勾配及び断面積)

**第二十二条** 令第二十六条第一号の排水施設の管渠の勾配及び断面積は、五年に一回の確率で想定される降雨強度値以上の降雨強度値を用いて算定した計画雨水量及び生活又は事業に起因し、又は付随する廃水量及び地下水流量から算定した計画污水量を有効に排出することができるように定めなければならない。

令第二十八条第七号の国土交通省令で定める排水施設は、その管渠の勾配及び断面積が、切土又は盛土をした土地及びその周辺の土地の地形から想定される集水地域の面積を用いて算定した計画地下水排水量を有効かつ適切に排出することができる排水施設とする。

**第二十条** 令第二十五条第二号の国土交通省令で定める道路の幅員は、住宅の敷地又は住宅以外の建築物若しくは第一種特定工作物の敷地でその規模が一千平方メートル未満のものにあつては六メートル(多雪地域で、積雪時における交通の確保のため必要があると認められる場合にあつては、八メートル)、その他のものにあつては九メートルとする。

(令第二十五条第二号ただし書の国土交通省令で定める道路)

令第二十五条第二号ただし書の国土交通省令で定める道路は、次に掲げる要件に該当するものとする。

一 開発区域内外に新たに道路が整備されない場合の当該開発区域に接する道路であること。

二 幅員が四メートル以上であること。

(公園等の設置基準)

令第二十五条第二号ただし書の国土交通省令で定める道路

一 土質が次の表の上欄に掲げるものに該当

しがけ面について、この限りでない。

二 土質が次の表の上欄に掲げるもののかけ面については、この限りでない。

三 土質が次の表の中欄の角度以下のもの

がけ面においては、この限りでない。

四 土質が次の表の下欄に掲げるもののかけ面

においては、この限りでない。

五 土質が次の表の下欄に掲げるもののかけ面

においては、この限りでない。

六 土質が次の表の下欄に掲げるもののかけ面

においては、この限りでない。

七 土質が次の表の下欄に掲げるもののかけ面

においては、この限りでない。

2 前項の規定の適用については、小段等によつて上下に分離されたがけがある場合において、下層のがけ面の下端を含み、かつ、水平面に対し三十度の角度をなす面の上方に上層のがけ面の下端があるときは、その上下のがけを一体のものとみなす。

3 第一項の規定は、土質試験等に基づき地盤の安定計算をした結果がけの安全を保つために擁壁の設置が必要でないことが確かめられた場合又は災害の防止上支障がないと認められる土地において擁壁の設置に代えて他の措置が講ぜられた場合には、適用しない。

4 開発行為によつて生ずるがけのがけ面は、擁壁でおおう場合を除き、石張り、芝張り、モルタルの吹付け等によつて風化その他の侵食に対して保護しなければならない。

(樹木の集団の規模)

**第二十三条の二** 令第二十八条の二第一号の国土交通省令で定める規格は、高さが五メートルで、かつ、面積が三百平方メートルとする。

(緩衝帯の幅員)

令第二十八条の二第一号の国土交通省令で定める幅員は、開発行為の規格が、一ヘクタール以上・五ヘクタール未満の場合にあつては四メートル、一・五ヘクタール以上五ヘクタール未満の場合にあつては五メートル、五ヘクタール以上十五ヘクタール未満の場合にあつては十メートル、十五ヘクタール以上二十五ヘクタール未満の場合にあつては十五メートル、二十五ヘクタール以上二十メートルとする。

(道路に関する技術的細目)

**第二十四条** 令第二十九条の規定により定める技術的細目のうち、道路に関するものは、次に掲げるものとする。

一 道路は、砂利敷その他安全かつ円滑な交

通に支障を及ぼさない構造とし、かつ、適当な値の横断勾配が附されていること。

二 道路には、雨水等を有効に排出するため必

要な側溝、街渠その他の適当な施設が設けられること。

三 道路の縦断勾配は、九パーセント以下であ

ること。ただし、地形等によりやむを得ない

と認められる場合は、小区間に限り、十二パ

ーセント以下とすることができる。

四 道路は、階段状でないこと。ただし、もつ

ば歩行者の通行の用に供する道路で、通行

一 公園の面積は、一箇所三百平方メートル以上であり、かつ、その面積の合計が開発区域の面積の三パーセント以上であること。

二 開発区域の面積が二十分ヘクタール未満の開発行為にあつてはその面積が一千平方メートル以上の公園が一箇所以上、開発区域の面積が二十ヘクタール以上の公園が二箇所以上、開発区域の面積が一千平方メートル以上の公園が二箇所以上であること。

三 土質が前号の表の上欄に掲げるものに該当するものにより上下に分離されたかけの部分はあるときは、同号に該当するかけの部分は存在せず、その上下のがけの部分は連続しているものとみなす。

の安全上支障がないと認められるものにあつては、この限りでない。

五 道路は、袋路状ないこと。ただし、当該道路の延長若しくは当該道路と他の道路との接続が予定されている場合又は転回広場及び避難通路が設けられている場合等避難上及び車両の通行上支障がない場合は、この限りでない。

六 歩道のない道路が同一平面で交差し、若しくは接続する箇所又は歩道のない道路のまがりかどは、適当な長さで街角が切り取られていること。

七 歩道は、縁石線又はさくその他これに類する工作物によつて車道から分離されていること。

(公園に関する技術的細目)

**第二十五条** 令第二十九条の規定により定める技術的細目のうち、公園に関するものは、次に掲げるものとする。

一 面積が一千平方メートル以上の公園にあつては、二以上の出入口が配置されていること。

二 公園が自動車交通量の著しい道路等に接する場合は、さく又はへいの設置その他の利用者の安全の確保を図るために措置が講ぜられてゐること。

三 公園は、広場、遊戯施設等の施設が有効に配置できる形状及び勾配で設けられていること。

四 公園には、雨水等を有効に排出するための適当な施設が設けられていること。

(排水施設に関する技術的細目)

**第二十六条** 令第二十九条の規定により定める技術的細目のうち、排水施設に関するものは、次に掲げるものとする。

一 排水施設は、堅固で耐久力を有する構造であること。

二 排水施設は、陶器、コンクリート、れんがその他の耐水性の材料で造り、かつ、漏水を最少限度のものとする措置が講ぜられていること。ただし、崖崩れ又は土砂の流出の防止上支障がない場合には、専ら雨水その他地表水を排除すべき排水施設は、多孔管その他雨水を地下に浸透させる機能を有するものとができる。

三 公園の用に供する排水施設は、道路その他排水施設の維持管理上支障がない場所に設置されていること。

四 管渠の勾配及び断面積が、その排除すべき下水又は地下水を支障なく流下させることができるもの(公共の用に供する排水施設のうち暗渠である構造の部分にあつては、その内径又は内法幅が、二十センチメートル以上のもの)であること。

五 専ら下水を排除すべき排水施設のうち暗渠である構造の部分の次に掲げる箇所には、まづ又はマンホールが設けられていること。

六 下水の流路の方向、勾配又は横断面が著しく変化する箇所(管渠の清掃上支障がない箇所を除く)。

ハ 管渠の内径又は内法幅の百二十倍を超えるべきます又はマンホールにあつては、密閉することができるふたに限る)が設けられていること。

七 ます又はマンホールの底には、専ら雨水その他の地表水を排除すべきますにあつては深さが十五センチメートル以上の泥溜めが、その他のます又はマンホールにあつてはその接続する管渠の内径又は内法幅に応じ相当の幅のインバートが設けられていること。

(擁壁に関する技術的細目)

**第二十七条** 第二十三条第一項の規定により設置される擁壁について、次に定めるところによらなければならぬ。

一 擁壁の構造は、構造計算、実験等によつて次のイからニまでに該当することが確かめられたものであること。

イ 土圧、水圧及び自重(以下この号において「土圧等」という)によつて擁壁が破壊されないこと。

ニ 土圧等によつて擁壁が沈下しないこと。

ロ 土圧等によつて擁壁が転倒しないこと。

ハ 土圧等によつて擁壁の基礎がすべらないこと。

二 擁壁には、その裏面の排水をよくするため、水抜穴が設けられ、擁壁の裏面で水抜穴の周辺その他必要な場所には、砂利等の透水層が設けられていること。ただし、空積造その他擁壁の裏面の水が有効に排水できる構造のものにあつては、この限りでない。

三 開発行為によつて生ずるがけのがけ面を覆うものにあつては、この限りでない。

三 第二十五条第二号の技術的細目に定められた制限の強化は、公園の利用者の安全の確保

は、建築基準法施行令(昭和二十五年政令第三百三十八号)第一百四十二条(同令第七章の八の準用に関する部分を除く)の規定を準用する。(公園等の設置基準の強化)

**第二十七条の二** 第二十二条第一号の技術的細目(箇所当たりの面積の最低限度を定めること)に定められた制限の強化は、次に掲げるところにより行うものとする。

一 設置すべき公園、緑地又は広場の面積の合計の開発区域の面積に対する割合の最低限度について、六パーセントを超えない範囲で、開発区域及びその周辺の状況並びに予定建築物等の用途を勘案して特に必要があると認められる場合に行うこと。

二 第二十二条第二号の技術的細目に定められた制限の強化は、設置すべき公園、緑地又は広場の数又は一箇所当たりの面積の最低限度について行うものとする。

三 第二十二条第二号の第一項第十一号の国土交通省令で定める基準(令第二十九条の二第一項第十二号の国土交通省令で定める基準)

**第二十七条の三** 第二十三条の三の技術的細目に定められた制限の強化は、配置すべき緩衝帯の幅員の最低限度について、開発行為の規模が一ヘクタール以上・五ヘクタール未満の場合にあつては六・五メートル、一・五ヘクタール以上五ヘクタール未満の場合にあつては八メートル、五ヘクタール以上十五ヘクタール未満の場合にあつては十五メートル、十五ヘクタール以上の場合にあつては二十メートルを超えない範囲で行うものとする。

(令第二十九条の二第一項第十二号の国土交通省令で定める基準)

**第二十七条の四** 令第二十九条の二第一項第十二号の国土交通省令で定める基準は、次に掲げるものとする。

一 土地利用の動向

二 水防法施行規則(平成十二年建設省令第四十四号)第二条第二号、第五条第二号又は第八条第二号に規定する浸水した場合に想定される水深及び同規則第二条第三号、第五条第三号又は第八条第三号に規定する浸水継続時間

三 過去の降雨により河川が氾濫した際に浸水した地点、その水深その他の状況

(既存の権利者の届出事項)

**第二十八条** 法第三十四条第十三号の国土交通省令で定める事項は、次に掲げるもの(自己の居住の用に供する建築物を建築する目的で権利を有する者にあつては、第一号に掲げるものを除く)とする。

一 届出をしようとする者の職業(法人にあつては、その業務の内容)

二 土地の所在、地番、地目及び地積

三 届出をしようとする者が、区域区分に関しては、その都市計画が決定され、又は当該都市計画を変更して市街化調整区域が拡張された際、土

を図るため必要があると認められる場合に、さく又はへいの設置その他の利用者の安全を確保するための措置が講ぜられることを要件とするものであること。

四 第二十六条第四号の技術的細目に定められた制限の強化は、公共の用に供する排水施設のうち暗渠である構造の部分の内径又は内法幅について行うものであること。

五 第二十七条の五 令第二十九条の四第二項の国土交通省令で定める技術的細目は、小段等によつて上下に分離された法がある場合にその上下の法を一体のものとみなすことを妨げないこととする。

(法の高さの制限に関する技術的細目)

**第二十七条の六** 令第二十九条の九第六号の国土交通省令で定める事項は、次に掲げるものとす。

一 交通省令で定める事項は、次に掲げるものとす。

二 水防法施行規則(平成十二年建設省令第四十四号)第二条第二号、第五条第二号又は第八条第二号に規定する浸水した場合に想定される水深及び同規則第二条第三号、第五条第三号又は第八条第三号に規定する浸水継続時間

三 過去の降雨により河川が氾濫した際に浸水した地点、その水深その他の状況

(既存の権利者の届出事項)

**第二十九条** 法第三十四条第十三号の国土交通省令で定める事項は、次に掲げるもの(自己の居住の用に供する建築物を建築する目的で権利を有する者にあつては、第一号に掲げるものを除く)とする。

一 届出をしようとする者の職業(法人にあつては、その業務の内容)

二 土地の所在、地番、地目及び地積

三 届出をしようとする者が、区域区分に関しては、その都市計画が決定され、又は当該都市計画を変更して市街化調整区域が拡張された際、土

地又は土地の利用に関する所有権以外の権利を有していた目的

**四** 届出をしようとする者が土地の利用に関する所有権以外の権利を有する場合においては、当該権利の種類及び内容

(変更の許可の申請書の記載事項)

**第二十八条の二** 法第三十五条の二第二項の国土交通省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一 変更に係る事項

三 開発許可の許可番号

(変更の許可の申請書の添付図面)

**第二十八条の三** 法第三十五条の二第二項の申請書には、法第三十条第二項に規定する図書のうち開発行為の変更に伴いその内容が変更されるものを添付しなければならない。この場合においては、第十七条第二項から第四項までの規定を準用する。

(軽微な変更)

**第二十八条の四** 法第三十五条の二第一項ただし書の国土交通省令で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。

一 設計の変更のうち予定建築物等の敷地の形状の変更(ただし、次に掲げるものを除く)、予定建築物等の敷地の規模の十分の一以上上の増減を伴うもの、住宅以外の建築物又は第一種特定工作物の敷地の規模の増加を伴うもので、当該敷地の規模が千平方メートル以上となるもの、工事施行者の変更。ただし、主として、自己の居住の用に供する住宅の建築の用に供する目的で行う開発行為(当該開発行為に関する工事の廃止の届出)

二 工事が特定盛土等規制法第十一条第一項又は第三十条第一項の許可を要するものを除く。)又は住宅以外の建築物若しくは特定工作物で自己の業務の用に供するものの建築若しくは建設の用に供する目的で行う開発行為(当該開発行為に関する工事の廃止の届出)

三 工事の着手予定期月日又は工事の完了予定期月日の変更

一 法第三十六条第一項の規定による届出は、開発行為に関する工事を完了したときは、開発行為に関する工事を完了したとき

**第二十九条** 法第三十六条第一項の規定による届出

別記様式第四の工事完了届出書を、開発行為に

関する工事のうち公共施設に関する工事を完了したときは別記様式第五の公共施設工事完了届出書を提出して行なうものとする。

(検査済証の様式)

**第三十条**

法第三十六条第二項に規定する検査済証の様式は、開発行為に関する工事を完了したものに係る検査済証にあつては別記様式第六とし、開発行為に関する工事のうち公共施設に関する工事を完了したものとする。

(工事完了公告)

法第三十六条第三項に規定する工事の完了の公告は、開発行為に関する工事を完了した場合にあつては開発区域又は工区に含まれる地域の名称並びに開発許可を受けた者の住所及び氏名を明示して、開発行為に関する工事のうち公共施設に関する工事を完了した場合については開発区域又は工区に含まれる地域の名称、公共施設の種類、位置及び区域並びに開発許可を受けた者の住所及び氏名を明示して、都道府県知事の定める方法で行なうものとする。

(工事完了公告)

法第三十六条第三項に規定する特定開発の完了の公告は、開発行為に関する工事を完了した場合にあつては開発区域又は工区に含まれる地域の名称並びに開発許可を受けた者の住所及び氏名を明示して、開発行為に関する工事のうち公共施設に関する工事を完了した場合については開発区域又は工区に含まれる地域の名称、公共施設の種類、位置及び区域並びに開発許可を受けた者の住所及び氏名を明示して、都道府県知事の定める方法で行なうものとする。

(工事完了公告)

法第三十六条第一項第三号ニに該当するものとし

て許可を受けようとする場合には、次に掲げる図面及び当該許可を受けようとする者

が、区域区分に関する都市計画が決定され、又は当該都市計画を変更して市街化調整区域が拡張された際、自己の居住若しくは業務の用に供する建築物を建築し、又は自己の業務の用に供する建築物を建設する目的で土地又は土地の利用に関する所有権以外の権利を有していたことを証する書類)を添付しなければならない。

図面の種類		図面	
敷地	敷地の現況	付近	見取図
明示すべき事項			

方位、敷地の位置及び敷地の周辺の公	方	位、敷	地
共施設	方	位、敷	地

明示すべき事項

**第三十八条の二** 令第三十六条の二において準用する行政不服審査法施行令(平成二十七年政令第三百九十一号)第八条に規定する方法によつて口頭審理の期日における審理を行う場合に、審理関係人(行政不服審査法(平成二十六年法律第六十八号)第二十八条に規定する審理関係人をいう。以下この条において同じ。)の意見を聴いて、当該審理に必要な装置が設置された場所であつて審査庁(同法第九条第一項に規定する審査庁をいう。)が相当と認める場所を、審理関係人ごとに指定して行う。

意見を聴いて、当該審理に必要な装置が設置された場所であつて審査庁(同法第九条第一項に規定する審査庁をいう。)が相当と認める場所を、審理関係人ごとに指定して行う。

**第三十九条** 開発登録簿(記載事項)

令第三十三条の国土交通省令で定める費用の負担に係る土地を所有していたことを証する書類

三項に規定する公告の日において当該費用の負担に係る土地を所有していたことを証する書類

(開発登録簿の記載事項)

法第四十七条第一項第六号の国土交

通省令で定める事項は、次に掲げるものとす

る。

一 法第三十三条第一項第八号ただし書に該当

するときは、その旨

二 法第四十五条の規定により開発許可に基づく地位を承継した者の住所及び氏名

堆積にあつては、当該堆積を行う土地の区域

は、敷地内における建築物又は工作物の位置

を表示する図面で縮尺五百分の一以上のもの

行う土地の区域を表示する図面で縮尺二千五

百分の一以上のもの

二 建築物の建築その他工作物の建設にあつては、当該行為を

行う土地の区域を表示する図面で縮尺二千五

百分の一以上のもの

三 法第五十二条第一項の政令で定める物件の

堆積にあつては、当該堆積を行う土地の区域

は、敷地内における建築物又は工作物の位置

を表示する図面で縮尺五百分の一以上のもの

行う土地の区域を表示する図面で縮尺二千五

百分の一以上のもの

(開発登録簿の調製)

十六条第三項に規定する公告の日における所

在、地番、地目及び面積

四 費用の負担を認めようとする土地の取得に要する

すべての費用の額及びその積算の基礎

(建築物の新築等の許可の申請)

三十四條 法第四十三条第一項に規定する建築物の新築等の申請は、別記様式第九による建築物の新築等の申請若しくは用途の変更又は第一種特定工作物の新設許可申請書を提出して行なうものとする。

(登録簿の閑鎖)

第三十七条 都道府県知事は、登録簿を公衆の閑

鎖による閑鎖行為の廃止の届出があつた場合に

は、遅滞なく、登録簿を開鎖しなければならな

い。

2 図面は、第十六条第四項により定めた土地利

用計画図とする。

を表示する図面で縮尺二千五百分の一以上のもの

(堆積をした物件の飛散等を防止するための措置)

**第三十八条の二の三** 令第三十六条の七の堆積をした物件が飛散し、流出し、又は地下に浸透することを防止するために必要な措置は、次に掲げるものとする。

一 堆積をした物件が飛散するおそれがある場合にあっては、次のいずれかの措置を講ずること。

イ 当該物件の表面に覆いを設け、当該覆いが容易に移動しないよう固定すること。

ロ 当該物件をその状態に応じた容器に収納すること。

二 堆積をした物件が流出するおそれがある場合にあっては、当該物件をその状態に応じた容器に収納すること。

三 物件の堆積に伴い汚水を生ずるおそれがある場合にあっては、次のいずれかの措置を講ずること。

イ 当該物件の底面に覆いを設けること。

ロ 当該物件をその状態に応じた容器に収納すること。

合にあつては、当該物件をその状態に応じた容器に収納すること。

三 物件の堆積に伴い汚水を生ずるおそれがある場合にあっては、次のいずれかの措置を講ずること。

イ 当該物件の底面に覆いを設けること。

ロ 当該物件をその状態に応じた容器に収納すること。

合にあつては、当該物件をその状態に応じた容器に収納すること。

三 物件の堆積に伴い汚水を生ずるおそれがある場合にあっては、次のいずれかの措置を講ずること。

イ 当該物件の底面に覆いを設けること。

ロ 当該物件をその状態に応じた容器に収納すること。

一 土地建物等の有償譲渡についての制限の内容を市街地開発事業等予定区域の区域内又はその周辺の適当な場所に掲げるものとする。

二 土地建物等の有償譲渡についての制限の内容を市街地開発事業等予定区域の区域内又はその周辺の適当な場所に掲げるとともに、施行予定者のウエブサイトに掲載して公衆の閲覧に供すること。

二 土地建物等の有償譲渡についての制限の内容を市街地開発事業等予定区域の区域内又はその周辺の適当な場所に掲げるとともに、施行予定者のウエブサイトに掲載して公衆の閲覧に供すること。

2 前項第一号の規定による措置は、法第十二条の二第五項の規定により市街地開発事業等予定区域に関する都市計画がその効力を失つた日又は施行予定者が市街地開発事業等予定区域の区域内のすべての土地建物等について必要な権利を取得した日までしなければならない。

**第三十八条の四** 法第五十二条の三第二項の国土交通省令で定める事項は、土地建物等に存する所有権以外の権利の種類及び内容並びに当該権利を有する者の氏名及び住所とする。(有償譲渡の届出事項等)

**第三十八条の五** 法第五十二条の四第一項の規定による土地の買取りを請求しようとする者は、別記様式第九の四の買取請求書に当該土地についての所有権を証する書類を添付して、これを施行予定者に提出しなければならない。

**第三十九条** 法第五十三条第一項の許可の申請は、別記様式第十による申請書を提出して行なうものとする。

(都市計画施設の区域又は市街地開発事業の施行区域内における建築許可の申請)

**第二節 都市計画施設等の区域内における建築の規制**

**第三十八条の六** 法第五十二条の三第一項の規定により施行予定者の公告すべき事項は、次に掲げるものとする。

一 前項の申請書には、次の各号に掲げる図書を添附しなければならない。

一 敷地内における建築物の位置を表示する図一面で縮尺五百分の一以上のもの

二 二面以上の建築物の断面図で縮尺二百分の一以上のもとの

三 その他参考となるべき事項を記載した図書(事業予定地の指定等の公告)

**第三十九条** 法第五十三条第一項の許可の申請は、別記様式第十による申請書を提出して行なうものとする。

2 前項の申請書には、次の各号に掲げる図書を添附しなければならない。

一 敷地内における建築物の位置を表示する図一面で縮尺五百分の一以上のもの

二 二面以上の建築物の断面図で縮尺二百分の一以上のもとの

三 その他参考となるべき事項を記載した図書(事業予定地の指定等の公告)

**第四十条** 法第五十五条第四項の規定による公告は、次の各号に掲げる場合ごとに、それぞれ当該各号に定める事項を都道府県知事等の定める方法で行なうものとする。

一 法第五十五条第一項の規定による都市計画取りの申出及び法第五十七条第二項本文の規定による届出の相手方を定める場合 当該相

手方の氏名及び住所、当該相手方に對し申出又は届出をすべき土地の区域並びに当該土地の区域に係る都市計画施設又は市街地開発事業の種類及び名称

前項の土地の表示は、土地に關し権利を有する者が自己の権利に係る土地がこれらの区域に含まれるかどうかを容易に判断することができるものでなければならない。

(都道府県知事等及び法第五十七条第二項本文の規定による届出の相手方として公告された者ができるものでなければならない)。

**第四十一条** 法第五十七条第一項の規定により都道府県知事等(法第五十五条第四項の規定により都道府県知事等及び法第五十七条第二項本文の規定による届出の相手方として公告された者があるときは、その者)の公告すべき事項は、次に掲げるものとする。

一 市街地開発事業又は法第五十五条第一項の規定による指定に係る都市計画施設の種類及び名称

二 法第五十七条第二項本文の規定による届出の相手方の氏名及び住所

三 届出をすべき土地の所在(事業予定地内の土地の先買いに関する周知措置)

**第四十二条** 法第五十七条第一項の関係権利者に周知させるための必要な措置は、次に掲げるものとする。

一 土地の有償譲渡についての制限の内容を市街地開発事業の施行区域内又は法第五十五条第一項の規定による指定に係る都市計画施設の区域内若しくはその周辺の適当な場所に掲示するとともに、都道府県知事にあつては当該都道府県の、市長にあつては当該市の、法第五十七条第二項本文の規定による届出の相手として公告された者にあつては当該者のウェブサイトに掲載して公衆の閲覧に供すること。ただし、当該者(地方公共団体、独立行政法人、都市再生機構及び地方住宅供給公社を除く。ロにおいて同じ)が第一種市街地再開発事業(都市再開発法(昭和四十四年法律第三十八号)第二条第一号に規定する第一種市街地再開発事業をいう。)又は防災街区整備事業を施行しようとする場合において、次に掲げる事項についての制限の内容を市街地開発事業等予定区域の区域内又はその周辺の適当な場所に掲示するとともに、施行予定者が定められている都市計画施設の区域又は市街地開発事業の施行区域内と読み替えるものとする。

(施行予定者の公告事項)

**第四十三条の二** 法第五十七条の四において準用する法第五十二条の三第一項の規定により施行予定者の公告すべき事項については、第三十八条の二の規定を準用する。この場合において、同条第一号中「市街地開発事業等予定区域」とあるのは、「施行予定者が定められている都市計画施設又は市街地開発事業」と、同条第三号中「市街地開発事業等予定区域の区域内」とあるのは、「施行予定者が定められている都市計画施設の区域又は市街地開発事業の施行区域内」と読み替えるものとする。

(施行予定者が定められている都市計画施設の区域等内の土地建物等の先買いに関する周知措置)

**第四十三条の三** 法第五十七条の四において準用する法第五十二条の三第一項の関係権利者に周知させるための必要な措置については、第三十八条の三第一項の規定を準用する。この場合に

イ 当該事業の施行区域の面積が〇・四ヘクタール未満であること。

ロ 当該者が自ら管理するウェブサイトを有していないこと。

二 土地の有償譲渡についての制限の内容を土地の所有者に對して通知し、又は新聞紙に広告すること。







別区域内において定められる都市再生特別地区に関する都市計画に関する法第十八条第三項及び法第八十七条の二第四項の規定により読み替えて適用される法第十九条第三項（法第二十二条第二項においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定による権限

四　国の機関が施行する都市計画事業に関する法第五十九条第三項及び第六項（法第六十三条第二項において準用する場合を含む。）、第六十条第一項（法第六十三条第二項において準用する場合を含む。）、第六十条の二第二項、第六十二条第一項（法第六十三条第二項において準用する場合を含む。）、第六十三条第一項（法第六十三条第二項において準用する場合を含む。）、第六十三条第一項、第七十二条第三項、第八十一条第一項から第三項まで並びに第八十二条第一項並びに令第四十二条第二項の規定による権限

五　法第七十六条の規定により社会資本整備審議会に諮問すること。

六　法第七十七条の規定により地方整備局長及び北海道開発局長に委任する国土交通大臣の権限のうち、次に掲げるものについては、国土交通大臣が自ら行うことを妨げない。

七　法第六条第五項の規定により必要な報告を求めること。

八　法第二十四条第一項及び第二項、同条第三項において準用する第二十三条第一項、第二項及び第五項並びに第二十四条第四項の規定による権限

三　法第八十条第一項の規定による報告若しくは資料の提出を求め、又は必要な勧告若しくは助言をし、及び同条第二項の規定による技術的援助をすること。

（指定都市の定める都市計画の協議の申出）

第五十九条の四　法第八十七条の二第四項の規定により読み替えて適用される法第十九条第三項（法第二十二条第二項において準用する場合を含む。）の協議の申出は、協議書及び当該都市計画の案を提出して行うものとする。

九　第十二条第二項の規定は、前項の協議の申出について準用する。

（開発行為又は建築に関する証明書等の交付）

第六十条　建築基準法第六条第一項（同法第八十八条第一項又は第二項において準用する場合を含む。）の規定による確認済証の交付を受けようとする者は、その計画が法第二十九条第一項若

しくは第二項、第三十五条の二第一項、第四十一条第二項、第四十二条、第四十三条第一項又は第五十三条第一項の規定に適合していることを証する書面の交付を都道府県知事（指定都市等における場合にあつては当該指定都市等の長とし、指定都市等以外の市における場合（法第五十三条第一項の規定に適合していることを証する書面の交付を求める場合に限る。）にあつては当該市の長とし、法第二十九条第一項若しくは第二項、第三十五条の二第一項、第四十一条第二項、第四十二条又は第四十三条第一項の規定が地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十七の二第一項の規定により市町村が処理することとされている場合又は法第八十六条の規定により港務局の長に委任されている場合にあつては当該市町村の長又は港務局の長とする。）に求めることができる。

（畜舎等の建築等及び利用の特例に關する法律（令和三年法律第三十四号）第三条第一項の認定（同法第四条第一項の変更の認定を含む。）を受けようとする者は、その計画が法第五十三条第一項の規定に適合していることを証する書面の交付を都道府県知事（指定都市等における場合にあつては当該指定都市等の長とし、指定都市等以外の市における場合にあつては当該市長とする。）に求めることができる。

（施行期日）

1　この省令は、公布の日から施行する。

（図面の縮尺の特例）

2　当分の間、第九条第一項中「二万五千分の一」とあるのは「三万分の一」と、第九条第二項、第十六条第四項の表、第十七条第三項（第二十八条の三）において準用する場合を含む。）並びに第四十七条第一号口及び第二号中「二千五百分の一」とあるのは「三千分の一」と、第十六条第四項の表中「五百分の一」とあるのは「六百分の一」とする。

（市街地改造事業に関する都市計画事業等の認可等の申請書の添附書類の特例）

3　市街地改造事業については、事業地を工区に分けるときは、第四十七条第一号口に規定する図面に工区の区域を示すものとする。

4　市街地改造事業については、第四十七条第二号口の規定にかかわらず、設計の概要を表示する図書は、設計説明書及び設計概要図とする。

5　前項の設計説明書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

1 （施行期日） 令第（五三号）抄	2 （施行期日） 令第一二号抄	3 （施行期日） 令第六号抄	4 （施行期日） 令第二〇号抄	5 （施行期日） 令第三号抄	6 （施行期日） 令第二〇〇号抄
1　この省令は、公布の日から施行する。	1　この省令は、法の施行の日までに都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第十七条第一項（同法第二十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定によりなされた公告に係る都市計画（都市計画の案を含む。）における公園の種別については、なお従前の例による。	1　この省令は、昭和五十四年四月一日から施行する。	1　この省令は、昭和五十四年三月三一日建設省令第七号）	1　この省令は、昭和五十四年四月一日から施行する。	1　この省令は、昭和五〇年一二月二三日建設省令第二〇〇号）
2　この省令は、法の施行の日までに都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第十七条第一項（同法第二十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定によりなされた公告に係る都市計画（都市計画の案を含む。）における公園の種別については、なお従前の例による。	2　この省令は、昭和五十五年十月二十五日から施行する。	2　この省令は、昭和五六年四月二十四日建設省令第六号）	2　この省令は、昭和五六年四月二十四日建設省令第六号）	2　この省令は、昭和五六年四月二十四日建設省令第六号）	2　この省令は、昭和五六年四月二十四日建設省令第六号）
3　この省令は、公布の日から施行する。	3　この省令は、法の施行の日（昭和五十五年十月二十五日）から施行する。	3　この省令は、法の施行の日（昭和五十五年十月二十五日）から施行する。	3　この省令は、法の施行の日（昭和五十五年十月二十五日）から施行する。	3　この省令は、法の施行の日（昭和五五年十月二十五日）から施行する。	3　この省令は、法の施行の日（昭和五五年十月二十五日）から施行する。
4　この省令は、公布の日から施行する。	4　この省令は、法の施行の日（昭和五五年十月二十五日）から施行する。	4　この省令は、法の施行の日（昭和五五年十月二十五日）から施行する。	4　この省令は、法の施行の日（昭和五五年十月二十五日）から施行する。	4　この省令は、法の施行の日（昭和五五年十月二十五日）から施行する。	4　この省令は、法の施行の日（昭和五五年十月二十五日）から施行する。
5　この省令は、昭和六一年八月十五日から施行する。	5　この省令は、昭和六一年八月十五日から施行する。	5　この省令は、昭和六一年八月十五日から施行する。	5　この省令は、昭和六一年八月十五日から施行する。	5　この省令は、昭和六一年八月十五日から施行する。	5　この省令は、昭和六一年八月十五日から施行する。

1 （施行期日） 令第二〇〇号抄	2 （施行期日） 令第三号抄	3 （施行期日） 令第一二号抄	4 （施行期日） 令第六号抄	5 （施行期日） 令第二〇号抄	6 （施行期日） 令第三号抄
1　この省令は、公布の日から施行する。	1　この省令は、都市計画法及び建築基準法の一部を改正する法律（昭和五十五年法律第三十五号）の施行の日（昭和五六年四月二十五日）から施行する。	1　この省令は、法の施行の日（昭和五五年十月二十五日）から施行する。	1　この省令は、法の施行の日（昭和五五年十月二十五日）から施行する。	1　この省令は、法の施行の日（昭和五五年十月二十五日）から施行する。	1　この省令は、法の施行の日（昭和五五年十月二十五日）から施行する。
2　この省令は、法の施行の日（昭和五五年十月二十五日）から施行する。	2　この省令は、法の施行の日（昭和五五年十月二十五日）から施行する。	2　この省令は、法の施行の日（昭和五五年十月二十五日）から施行する。	2　この省令は、法の施行の日（昭和五五年十月二十五日）から施行する。	2　この省令は、法の施行の日（昭和五五年十月二十五日）から施行する。	2　この省令は、法の施行の日（昭和五五年十月二十五日）から施行する。
3　この省令は、公布の日から施行する。	3　この省令は、法の施行の日（昭和五五年十月二十五日）から施行する。	3　この省令は、法の施行の日（昭和五五年十月二十五日）から施行する。	3　この省令は、法の施行の日（昭和五五年十月二十五日）から施行する。	3　この省令は、法の施行の日（昭和五五年十月二十五日）から施行する。	3　この省令は、法の施行の日（昭和五五年十月二十五日）から施行する。
4　この省令は、昭和六一年八月十五日から施行する。	4　この省令は、昭和六一年八月十五日から施行する。	4　この省令は、法の施行の日（昭和五五年十月二十五日）から施行する。	4　この省令は、法の施行の日（昭和五五年十月二十五日）から施行する。	4　この省令は、法の施行の日（昭和五五年十月二十五日）から施行する。	4　この省令は、法の施行の日（昭和五五年十月二十五日）から施行する。
5　この省令は、昭和六一年八月十五日から施行する。	5　この省令は、法の施行の日（昭和五五年十月二十五日）から施行する。	5　この省令は、法の施行の日（昭和五五年十月二十五日）から施行する。	5　この省令は、法の施行の日（昭和五五年十月二十五日）から施行する。	5　この省令は、法の施行の日（昭和五五年十月二十五日）から施行する。	5　この省令は、法の施行の日（昭和五五年十月二十五日）から施行する。

この省令は、公布の日から施行する。

この省令は、昭和六十二年四月一日から施行する。  
〔第四号〕

附則（昭和六二年一月六日建設省令  
第二五号）

(施行期日) 第三号、指

この省令は、建築基準法の一部を改正する法律（昭和六十二年法律第六十六号）。以下「改正

法」という。)の施行の日  
（昭和六十二年十一月十六日）から施行する。

附則（昭和六三年二月二三日建設省令  
第二号）

(施行期日) 第二号 手

**一条** この省令は、法の施行の日（昭和六十三年三月一日）から施行する。

附則（昭和六三年一月五日建設省令  
第一九号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 貝（昭和六年一月一日建設省  
令第二〇号）抄

この省令は、公布の日から施行する。

三号) 附則第十九条第一項の規定により農用地  
整備公団が農用地開発公団法の一部を改正する

整備公団が廃止され公団法の一部を改正する法律（昭和六十三年法律第四十四号）による改

正前の農用地開発公団法（以下「旧法」といふ。）第十九条第一項第一号又は第三号に規定

する業務を行う間は、第一条の規定による改正前の都市計画法施行規則第四十三条の七第六号

の規定は、なおその効力を有する。この場合に

において同号中「農用地開発公団」とあるのは、「農用地整備公団」と、「農用地開発公団法」(昭

和四十九年法律第四十三号」とあるのは「農用地整備公団法(昭和四十九年法律第四十三

号) 附則第十九条第一項に規定する業務のうち農用地開発公団法の一節を改正する法律(昭和

農業開発公団法の一部を改正する法律（昭和六十三年法律第四十四号）による改正前の農用

**附 則**（平成二年一一月一九日建設省令  
地開発公団法】とする。

第一〇号) この省令は、都市計画法及び建築基準法の一

部を改正する法律（平成二年法律第六十一号）の施行の日（平成二年十二月二十日）から施行

の旅行の日（平成二年十一月二十日）から旅行する。

附則（平成二年一月三〇日建設省令  
第一二号）

（施行期日）  
八号抄  
（施行期日）  
この省令は、公布の日から施行する。  
（都市計画法施行規則の一部改正に伴う経過措置）  
この省令の施行の際に定められている公園に関する都市計画で種別が前項の規定による改正前の都市計画法施行規則第七条第五号に規定する児童公園であるものは、種別が前項の規定による改正後の都市計画法施行規則第七条第五号に規定する街区公園である公園に関する都市計画とみなす。

附 則（平成六年三月一七日建設省令第九号）  
この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成六年九月一九日建設省令第二五号）  
この省令は、行政手続法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行の日（平成六年十月一日）から施行する。

附 則（平成七年三月一日建設省令第四号）  
この省令は、ガス事業法の一部を改正する法律の施行の日（平成七年三月一日）から施行する。

附 則（平成七年三月二八日建設省令第八号）  
この省令は、地方自治法の一部を改正する法律（平成六年法律第四四十八号）中第二編第十二章の改正規定及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律（平成六年法律第四四九号）第一章の規定の施行の日（平成七年四月一日）から施行する。

附 則（平成七年一月二十四日建設省令第二七号）  
この省令は、電気事業法の一部を改正する法律の施行の日（平成七年十二月一日）から施行する。

この省令は、地方分権の推進のための条例に委任する事項の整理に関する政令（平成十四年政令第三百二十九号）の施行の日（平成十五年四月一日）から施行する。

**附 則**（平成一五年四月二三日国土交通省令第六三号）  
この省令は、公布の日から施行する。

**附 則**（平成一五年一〇月一日国土交通省令第一〇九号）抄  
(施行期日)

この省令は、石油公團法及び金属鉱業事業團法の廃止等に関する法律附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日（平成十六年二月二十九日）から施行する。

**附 則**（平成一六年三月三一日国土交通省令第三一号）  
この省令は、平成十六年四月一日から施行する。ただし、第五条の規定は、平成十七年四月一日から施行する。

**附 則**（平成一六年五月一四日国土交通省令第六四号）抄  
(施行期日)

この省令は、法の施行の日（平成十六年五月十五日）から施行する。

**附 則**（平成一六年五月二七日国土交通省令第六七号）抄  
(施行期日)

この省令は、平成十六年十月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に掲げる日から施行する。

一 第二条中建築基準法施行規則第十条の五の六第三項及び第十三条の五の九第二項第一号の改正規定並びに第五条の規定 公布の日  
二 第三条及び第六条の規定 平成十七年四月一日  
(都市計画法施行規則の一部改正に伴う経過措置)

**第六条** 第六条の規定による改正後の都市計画法施行規則（以下この条において「新都市計画法施行規則」という。）第十九条第一号トの登録を受けようとする者は、第六条の規定の施行前においても、その申請を行うことができる。新都市計画法施行規則第十九条の八の規定による講習事務規程の届出についても、同様とする。

第六条の規定の施行の際現に同条の規定によ  
る改正前の都市計画法施行規則（以下この条に  
おいて「旧都市計画法施行規則」という。）第  
十九条第一項第一号トの指定を受けた講習を実  
施している者は、第六条の規定の施行の日から  
起算して六月を経過するまでの間は、新都市  
計画法施行規則第十九条第一号トの登録を受け  
ているものとみなす。

第六条の規定の施行前に旧都市計画法施行規  
則第十九条第一項第一号トの指定を受けた講習  
を修了した者については、その者を新都市計画  
法施行規則第十九条第一号トに掲げる講習を修  
了した者とみなして同条の規定を適用する。

**附 則**（平成一六年一二月一五日国土交  
通省令第九九号）

（施行期日）

1 この省令は、都市緑地保全法等の一部を改正  
する法律（平成十六年法律第二百九号）の施行の  
日（平成十六年十二月十七日）から施行する。  
（経過措置）

2 この省令の施行の際現にあるこの省令による  
改正前の都市緑地保全法施行規則、都市公園法  
施行規則、都市計画法施行規則、幹線道路の沿  
道の整備に関する法律施行規則及び密集市街地区  
における防災街区の整備の促進に関する法律施行  
規則の様式による用紙については、当分の期間、  
これを取り繕つて使用することができる。

**附 則**（平成一六年二月一五日国土交  
通省令第一〇一号）

（施行期日）

この省令は、景観法の施行の日（平成十六年  
十二月十七日）から施行する。

**附 則**（平成一七年三月七日国土交通省  
令第一二号）抄

（施行期日）

この省令は、公布の日から施行する。

**第一条** この省令は、公報の日から施行する。

**附 則**（平成一七年九月三十日国土交通  
省令第九九号）

この省令は、平成十七年十月一日から施行す  
る。

**附 則**（平成一八年四月二八日国土交通  
省令第五八号）抄

（施行期日）

この省令は、会社法の施行の日（平成十  
八年五月一日）から施行する。  
（経過措置）

**第三条** この省令の施行前にしたこの省令による  
改正前の省令の規定による処分、手続、その他  
の規定による処分、手續、その他

この行為は、この省令による改正後の省令（以下「新令」という。）の規定の適用については、新令の相当規定によつてしたものとみなす。

附 則（平成一八年八月二五日国土交通省省令第八三号）

この省令は、都市の秩序ある整備を図るための都市計画法等の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（平成十八年八月三十日）から施行する。

附 則（平成一八年九月七日国土交通省令第八六号）抄  
(施行期日)

第一条 この省令は、道路運送法等の一部を改正する法律の施行の日（平成十八年十月一日）から施行する。

附 則（平成一八年九月二七日国土交通省令第九〇号）

この省令は、宅地造成等規制法等の一部を改正する法律の施行の日（平成十八年九月三十日）から施行する。

附 則（平成一八年一月六日国土交通省令第一〇四号）

この省令は、都市の秩序ある整備を図るために都市計画法等の一部を改正する法律の施行の日（平成十九年十一月三十日）から施行する。ただし、第一条中都市計画法施行規則第三条の二の改正規定、同条を同令第三条の三とする改正規定、同令第三条の次に一条を加える改正規定、同令第六条の次に一条を加える改正規定、同令第六条を削る改正規定、同令第六条の二の改正規定、同条を同令第六条とする改正規定、同令第六条の三の改正規定、同条を同令第六条の二とし、同条の次に一条を加える改正規定、同令第八条の二第三号を削る改正規定及び同令第五十九条の三第二項第一号の改正規定並びに第二条の規定は、同法附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日（平成十八年十一月三十日）から施行する。

附 則（平成一八年一二月二十五日国土交通省令第一一八号）抄  
(施行期日)

この省令は、宅地造成等規制法施行令及び都市計画法施行令の一部を改正する政令の施行の日（平成十九年四月一日）から施行する。

附 則（平成一九年三月三〇日国土交通省令第二七号）抄  
(施行期日)

この省令は、平成十九年四月一日から施行する。



附則（令和三年八月三一日国土交通省  
令第五三号）抄

別記様式第一（第十四条関係）

別記様式第二（第十六条関係）

別記様式第一の二（第十六条関係）

1 この省令は、令和三年九月一日から施行する。

平成メモ  
年 月  
年 月  
日 節  
例題  
第10条第1項の定義  
等に隣接する工事場  
等のところなされさせ  
等規制区域において  
上り、下り、同法第30条の  
別記第2条第1項の特  
定のもののみならず  
は、氏名は、その法

附則（令和三年一〇月一九日国土交通省令第六九号）抄  
（西子月日）

為 許 可 申 请	
より、開発行為	由：
所	
の名称	
種	種
用途	用途
名	名
日	日
月	月
年	年
多 項	
	年
	年

1 この省令は、特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律の施行の日（令和三年十一月一日）から施行する。ただし、第五条の規定は、都市計画法施行令の一部を改正する政令（令和三年政令第二百九十七号）の施行の日（令和四年四月一日）から施行する。

附 貝 (今和)  
省令第七九号

附則（令和三年二月一六日國土交通省令第七九號）

この省令は、畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律（令和三年法律第三十四号）の施行の日（令和四年四月一日）から施行する。

附 則（令和  
省令第八〇号）

附則（令和四年一月一四田國土交通省令第八〇号）

この省令は、安定的なエネルギー需給構造の確立を図るためのエネルギーの使用の合理化等に関する法律等の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（令和四年十一月十四日）から施行する。

附則（令和  
令第三〇号）

附則（令和五年三月三日国土交通省  
令第三〇号）

1 この省令は、宅地造成等規制法の一部を改正

する法律の施行の日（令和五年五月二十六日）から施行する。

2 この省令の施行の際現にある第二条及び第三条の規定による改正前の様式による用紙は、当分の間、これを取り繕つて使用することができ  
る。

附 則（令和六年一月三一日国土交通省令第六号）抄  
（施行期日）

1 この省令は、令和六年三月三十日から施行する。ただし、第四条から第九条まで、第十一条中大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法施行規則第五十一条第二項の改正規定及び第十二条から第十四条までの規定は、同年四月一日から施行する。



## 別記様式第六（第三十条関係）

別記様式第七（第三十条関係）

別記様式第八（第三十二条関係）

別記様式第九（第三十四条関係）

別記様式第6表(第30条関係)	
賃貸行為に関する手形の検査証明	
月 日	年 月 日
都道府県知事(都道府県の長)、市町村の長	
印	
下記の賃貸行為に関する手形は、 月 日 月 日 手形の検査証明法第29 条の規定による賃貸行為の内容に適合していることを確認する。 記	
記	
1 賃料支度 月 日 第 号	
2 間取又は文書に記載され る間取の件名	
3 所有者を含む者の住所及び 氏名	

別記様式第八(第三十二条関係)	
開発行為に関する工事の廃止の届出書	
年 月 日	
段	届出者住所氏名
都府県区町会場の後記に上り、開拓行為をする工事の印可番号 印第 号引下欄のとおり記入して下さい。	



別記様式第十（第三十九条関係）

別記様式第十一（第四十三条関係）

別記様式第十一の二（第四十三条の九関係）

別紙様式第十(第三十九条第四項)

許可申請書

年月日

題

申請者(直所  
氏名)

他の許可法第33条第一項の件を受けたいので、下記により、申請します。

記

1. 該申請の種類の名称及び概要  
2. 対象の種類  
3. 新規、改修、又は既存の取扱  
4. 申請の内容  
5. 申請の方法  
6. 申請の費用  
7. 申請の提出先  
申請者は、申請人である場合については、氏名は、その法人の名前及び代表者の氏名を記載すること。

別紙様式第十一の二(第二百四十二条の十一関係)		
地区計画の区域内における行為の変更届出書		
年 月 日		
届出者 住所 氏名		
被用件説明第5条の2第2項の規定に基づき、団体事業の変更について、下記により届けます。		
1. 事業の開始年月日	年	月
2. 変更の内容		
3. 变更区分に係る他の年季予定日	年	月
4. 事業の終了年月日	年	月
備考		
被用件説明第一項の規定に基づいて、氏名は、その個人の名前及び代表者の氏名を記載すること。		
2. 変更の内容は、変更実施及び変更後の内容を記載せよ記載すること。		

別紙様式第十一の四(第百三十二条の二関係)	
避 し 土 通 告 書	
年 月 日	
八	
市町村特許(区の区分) ( )	
前記地主は本件第36条の第1項の規定に基づき、下記の土地を廃止土地と認めたので知照する。併し、本件は、( )の如きによるものである。	
なお、同様の規定によること、この通知がいつの日から起算して何月何日以内に、廃止土地に係る利用又は分譲に関する書類を提出せなければならぬことになつて	
上記の所管支所に於ける事務の種別 年 月 日	
上記の所管支所に於ける事務の種別 年 月 日	

別記様式第十三  
(第五十一条関係)

別記様式第十三(第五十一条関係)  
用 位 本 題 本 証 申 請 書  
年 月 日  
附  
申 請 者 地図を陳り表すうとする者  
姓 名  
氏名  
地図を受けようとする者  
姓 名  
氏名  
住所  
郵便番号  
別件計画法第64条第1項の承認を受けたいので、下記にとて、申請します。  
記  
1 本圖に記入された計画事業の種類及び名前  
2 本圖に記入された計画事業の認可候日及び認可の各件  
3 申請の理由  
備考 地図を陳り表すうとする者は本圖を陳り受けようとする者の法人である場合においては、長者は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。  
い

別記様式第十四  
別記様式第十五  
削除  
(第五十七條関係)

別記様式第十六(第五十七条関係)  
手 約 の 保 留 の 申 交 書  
年 月 日  
附  
申 請 者 他  
氏名又は本名  
都府県同様第72条第1項の規定に基づき、下記にとて、申し立てます。  
記  
1 進行中の事務  
2 都市計画事業の種類及び名前  
3 本圖は使用の手続を保留する事業地  
備考  
1 申請者が法人である場合は、代表者の氏名も記載すること。  
2 「進行中の事務」は、既に行き済みにあつては、当該事業の施行について審議を行なうまでの期間内におけることです。  
3 本圖は使用の手續を保留する事業地(は、都道府県、郡、市、区、町村、大字、及び字をもつて置かれたこと)。